

○ 資料（法令等の翻訳・仮和訳）

IV. 資料

1. Food Chemicals Codex 食品化学コーデックス（FCC6 版） （塩化ナトリウム部分の抜粋・仮和訳）

塩化ナトリウム

塩

NaCl

式量 58.44

CAS : [7647-14-5]

説明

塩化ナトリウムは、透明～不透明の、さまざまな粒度の白色結晶性固体として生じる。「塩」は、商用に生産された塩化ナトリウムの一般名である。「蒸発塩」、「岩塩」（白色～オフホワイト）、「天日塩」、または単に「塩」と呼ばれる、さまざまな結晶形がある。適切な食品グレードの固結防止剤、流動化剤、調整剤を、単独または組み合わせて 2%（総量）まで含有しても良い。結晶変性剤および固結防止剤として、13mg/kg 以下のフェロシアン化ナトリウム、または 25mg/kg 以下のクエン酸第二鉄アンモニウム（緑）を含有しても良い。「ヨウ素添加」と表示されている場合は、0.006%～0.010%の範囲内のヨウ化カリウムを含む。塩化ナトリウムは、相対湿度 75%まで空气中で乾燥した状態であるが、これより高湿度では潮解性を示す。25℃の水 2.8mL、沸騰水 2.7mL、グリセリン約 10mL に、塩化ナトリウム 1g が溶ける。不水溶性の固結防止剤、流動化剤、および調整剤を含有する塩化ナトリウムは、懸濁した溶液になったり、完全に溶解しないことがある。1：20の水溶液の pH は、通常 5.5～8.5 の範囲内である（アルカリ性調整剤が添加されている場合は、pH がこの範囲より高いことがある）。

機能

栄養素、防腐剤、着香料および強化剤、硬化剤、生地改良剤

包装と保管

密封容器に保管する。

同定

- ナトリウム、付録 IIIA
判定基準：試験に合格すること

- 塩化物、付録 IIIA

判定基準：試験に合格すること

[注記：「化学分析」、「不純物」、「特異的試験」に記載している下記の手順において、不溶性または懸濁性の固結防止剤、流動化剤、調整剤による干渉を避けるため、試料溶液のろ過が必要なこともある。]

化学分析

- 手順

試料：250mg、事前に 625°C で 2 時間乾燥

分析：ガラス栓をしたフラスコの中で、水 50mL に試料を溶かす。かくはんしながら、硝酸 3mL、ニトロベンゼン 5mL、0.1N 硝酸銀 50.0mL、硫酸鉄アンモニウム試液 2mL を加える。十分に振り、0.1N チオシアン酸アンモニウムで過量の硝酸銀を滴定する。0.1N 硝酸銀 1mL は、NaCl 5.844mg に相当する。

判定基準：

適切な流動化剤または調整剤とフェロシアン化ナトリウムなどの固結防止剤の含有率が 2% 以下の蒸留塩：乾燥基準で、NaCl の NLT 97.5% および NMT 100.5%

フェロシアン化ナトリウムなどの固結防止剤のみを含有する蒸留塩：乾燥重量で、NLT 99.0% および NMT 100.5%

岩塩または天日塩：乾燥重量で、NaCl の NLT 97.5% および NMT 100.5%、残りは主として、少量のアルカリ／アルカリ土類硫酸塩やアルカリ／アルカリ土類塩化物などの自然に存在する成分で構成される

不純物

無機不純物

- ヒ素、ヒ素の限度試験、付録 IIIB

試料溶液：水 25mL 中に 3g

判定基準：NMT 1mg/kg

- カルシウムおよびマグネシウム

標準 EDTA 溶液：二ナトリウム EDTA 4.0mg/mL ($C_{10}H_{14}N_2Na_2O_8 \cdot 2H_2O$)

硫酸マグネシウム溶液：硫酸マグネシウム 2.6mg/mL ($MgSO_4 \cdot 7H_2O$)

衝緩液 A：塩化アンモニウム 67.5mg を 1000mL 容量フラスコに移し、水酸化アンモニウム 570mL に溶かす。この溶液 2mL を、「力価測定」(下記)の指示通りに使う。

衝緩液 B：硫酸マグネシウム溶液 50.0mL を衝緩液 A のフラスコにピペットで取り、「力価測定」(下記)の指示に従って決定した正確な量 T (mL) の標準 EDTA 溶液を加え、その量まで水で希釈して混合する。

力価測定 (T) : 硫酸マグネシウム 50mL を 400mL ビーカーにピペットで取り、水 200mL、
衝緩液 A 2mL、1 : 20 シアン化カリウム溶液 1.0mL、エリオクロームブラック試液または他
の適切な指示薬 5 滴を加える。磁気かくはん器でかくはんしながら、真青のエンドポイントま
で標準 EDTA 溶液で滴定する。硫酸マグネシウム 50.0mL と同等の標準 EDTA 溶液の量 T (mL)
を記録する。

EDTA 溶液の標準化: 一次標準炭酸カルシウム (CaCO₃) 1g を 1000mL 容量フラスコに移し、
塩酸 5mL を含む水 800mL に溶かし、その量まで水で希釈して混合する。この溶液 25.0mL
を 400mL ビーカーにピペットで取り、水 200mL、衝緩液 B 2mL、1 : 20 シアン化カリウム
溶液 1.0mL、エリオクロームブラック試液または他の適切な指示薬 20 滴を加える。磁気かく
はん器でかくはんしながら、真青のエンドポイントまで標準 EDTA 溶液で滴定する。

以下の式で、標準 EDTA 溶液 1.0mL と同等のカルシウム (Ca) の量 (mg) を示す係数 F を
計算する :

$$10.011 \times w/v$$

w = 一次標準炭酸カルシウムの正確な重量 (g)

v = 滴定に必要な標準 EDTA 溶液の量 (mL)

試料溶液 :

岩塩および天日塩 : 試料 50.0g を 500mL 容量フラスコに移し、塩酸 2mL を含む水 400mL に
溶かし、その量まで希釈して混合する。50mL アリコートを通し、ろ液 10.0mL を 400mL
ビーカーにピペットで取り、水 190mL を加える。

蒸留塩 : 試料 10.0mg を 400mL ビーカーに移し、水 100mL に溶かす。流動化剤が入っている
場合は、定量的にろ過してすすぐ。この溶液 (ろ液) を水で 200mL に希釈する。

分析 : 試料溶液に、衝緩液 B 5.0mL、1 : 20 シアン化カリウム溶液 1mL、エリオクロームブ
ラック試液または他の適切な指示薬 5 滴を加える。磁気かくはん器でかくはんを始め、V とし
て必要な容量 (mL) を記録しながら、真青のエンドポイントまで標準 EDTA 溶液で滴定する。

以下の式で、試料中のカルシウムとマグネシウム (いずれも Ca として表す) の総量 (mg/kg)
を計算する :

$$V \times F \times 1000/W$$

W = 滴定した最終溶液中の試料の重量 (g)

V = 滴定に必要な標準 EDTA 溶液の量 (mL)

F = 上で決定した標準化係数

判定基準 :

フェロシアン化ナトリウムなどの固結防止剤のみを含有する、蒸留塩以外の塩 : NMT 0.9%

フェロシアン化ナトリウムなどの固結防止剤のみを含有する蒸留塩 : NMT 0.35%

- **重金属 (AS、PB)**

[注記 : 本試験は、特定の試験条件下において、標準含有鉛 (Pb) イオンと色を比較すること

により、硫化物イオン (Ag、As、Bi、Cd、Cu、Hg、Pb、Sb、Sn) によって着色される一般的な金属不純物の含有量を制限するよう設計されている。検体がそのような重金属で著しく汚染されておらず、試験の精度の範囲内において、対照溶液との目視比較で決定されるように、重金属の限度を超えないことを示す。特定の pH 範囲において、この方法で目的を満たす鉛 (Pb) イオンの最適濃度は、溶液 50mL 中に 20 μ g である。

重金属試験のもっとも一般的な限界は、試料溶液中で硫化物イオンが生じる色は存在する金属次第であり、目的を満たすよう用いた標準鉛溶液の希釈に応じた色と一致しない可能性があることである。硫化鉛は、Ag、Bi、Cu、Hg、Su 硫化物と同様、茶色である。ここで言及した以外のイオンも色の不一致の原因となっている可能性もあるが、上記の 9 種類の金属不純物の中で色が異なる硫化物は、黄色の As 硫化物と Cd 硫化物、およびオレンジ色の Sb 硫化物である。黄色またはオレンジ色が認められたら、以下の作業を行う：このモノグラフにはヒ素必要量が含まれているため、確認された As は 1mg/kg 以下でなければならない。これらの基準を満たす場合、黄色の原因は Cd である可能性があるため、Cd 含有量を測定する。オレンジ色が認められる場合、Sb 含有量を測定する。これらの追加試験は、「その他の不純物が含まれている可能性がある場合は、追加試験が必要であり、その物質が使用目的に適していることを示すため、製造業者、販売業者、または使用者が、必要に応じて実施するべきである。」という本書の「一般規定」中の「微量不純物」に関するセクションに従っている。

以下の基準で規定しているように、方法 I または方法 II によって重金属の量を測定する。硫化物イオンを加える前の試料溶液が無色透明の試料については、方法 I を用いる。方法 I に規定した試験条件下で試料溶液が無色透明でない試料については、方法 II を用いる。方法 I も方法 II も用いることができない場合のみ、方法 III「湿式分解法」を用いる。]

硝酸塩原液：硝酸 1mL を含む水 100mL に、試薬グレードの ACS 硝酸塩 [Pb(NO₃)₂] 159.8mg を溶かし、1000.0mL まで希釈して混合する。[注記：鉛塩を含有しないガラス容器でこの溶液を調製して保管する。]

標準鉛溶液：硝酸塩原液 10.0mL を水で 100.0mL まで希釈する。[使用する日に調製する。] 1mL は鉛 (Pb) イオン 10 μ g に相当する。

[注記：以下の試験において、溶液の pH を規定範囲内に正確に調整しないと、試験感度が著しく損なわれる可能性がある。]

- **方法 I**

試料溶液：水 35mL 中に 10g

溶液 A：50mL 比色管に標準鉛溶液 2.0mL (Pb 20 μ g) をピペットで取り、水を加えて 25mL にする。1N 酢酸または 6N アンモニアを加えて (測定範囲が狭い pH 指示紙を用いて) pH を 3.0~4.0 の範囲内に調整し、水で 40mL に希釈して混合する。

溶液 B：溶液 A に使用したのと同じ種類の 50mL 比色管に試料溶液 25mL を移し、1N 酢酸または 6N アンモニアを加えて (測定範囲が狭い pH 指示紙を用いて) pH を 3.0~4.0 の範囲

内に調整し、水で 40mL に希釈して混合する。

溶液 C：溶液 A と溶液 B に使用したものと同一種類の 3 本目の比色管に試料溶液 25mL を移し、標準鉛溶液 2.0mL を加える。1N 酢酸または 6N アンモニアを加えて（測定範囲が狭い pH 指示紙を用いて）pH を 3.0～4.0 の範囲内に調整し、水で 40mL に希釈して混合する。

分析：調製したばかりの硫化水素試液 10mL を各管に加え、混合し、5 分間置いて、白色表面上から見下ろす。

判定基準：溶液 B の色は溶液 A より濃くなく、溶液 C の色強度は溶液 A と同等以上であること。（NMT 2mg/kg）[注記：溶液 C の色が溶液 A の色より薄い場合、試料が試験手順を妨げているため、方法 II を用いなければならない。]

● 方法 II

溶液 A：方法 I と同様に調製する

溶液 B：適切なるつばに多量の試料を入れ、試料を湿らすのに十分な量の硫酸を加え、適切な蓋でつばを軽く覆った状態で、完全に炭化するまで低温でじっくりと燃やす。試料が完全に炭化したら、硝酸 2mL と硫酸 5 滴を加え、白煙が出なくなるまで慎重に加熱し、できればマッフル炉内ですべての炭素が燃え尽きるまで 500℃～600℃で燃やす。冷却し、1：2 塩酸 4mL を加え、蓋をして、スチームバス上で 10～15 分間消化させる。蓋を取り、スチームバス上で乾燥するまでゆっくり蒸発させる。残留物を塩酸 1 滴で湿らせ、温水 10mL を加え、2 分間消化させる。溶液がリトマス紙に対してちょうどアルカリ性になるまで 6N アンモニアを滴加し、水で 25mL に希釈し、1N 酢酸を加えて（測定範囲が狭い pH 指示紙を用いて）pH を 3.0～4.0 の範囲内に調整する。必要に応じてろ過して、ろつばとフィルターを水 10mL ですすぎ、溶液とすすぎに使った水を 50mL 比色管に移し、水で 40mL に希釈して混合する。

分析：調製したばかりの硫化水素試液 10mL を各管に加え、混合し、5 分間置いて、白色表面上から見下ろす。

判定基準：溶液 B の色は溶液 A の色より濃くないこと。（NMT 2mg/kg）

● 方法 III

試料：4mg

溶液 A：100mL ケルダールフラスコに硫酸と硝酸の 8：10（v/v）混合物を移し、45° の角度でフラスコを固定した後、溶液 B（下記）の調製で加えたのと同量の硝酸を少しずつ加える。溶液が濃縮されて白煙が出るまで加熱し、冷却し、慎重に水 10mL を加える。溶液 B（下記）の調製で加えたのと同量の 30% 過酸化水素を加え、濃縮して白煙が出るまで静かに煮沸させ、冷却する。慎重に水 5mL を加えて混合し、濃縮して白煙が出るまで静かに煮沸する。量が約 2～3mL に減るまで煮沸を続けた後、冷却し、水数 mL で慎重に希釈する。この溶液に標準鉛溶液 2.0mL をピペットで取り、混合する。50mL 比色管にこの溶液を移し、フラスコを水ですすぎ、量が 25mL になるまですすぎに使った水を管に加え、混合する。最初は水酸化アンモニ

ウム、目標とする範囲が近づいたら 6N アンモニアを加えて、(測定範囲が狭い pH 指示紙を用いて) pH を 3.0~4.0 の範囲内に調整し、水で 40mL に希釈して混合する。

溶液 B : 100mL ケルダールフラスコ (反応によって過剰に泡立つ場合は、300mL フラスコ) に試料を移し、45° の角度でフラスコを固定した後、硫酸と硝酸の 8 : 10 (v/v) 混合物を加え、試料を完全に湿らせる。反応が始まるまで徐々に加温し、治まるまで反応させ、追加する度に加熱しながら追加分の酸混合物を加えていき、酸混合物 18mL をすべて加える。熱を強め、反応混合物が黒ずむまで静かに煮沸する。フラスコを火から外し、硝酸 2mL を加え、再び沸騰するまで加熱する。黒ずみが進行しなくなるまで、間欠加熱と硝酸 2mL 分追加を繰り返した後、濃縮されて白煙が出るまで強く加熱し、冷却する。水 5mL を慎重に加え、濃縮されて白煙が出るまで静かに煮沸し、量が約 2~3mL になるまで加熱を続ける。冷却し、水 5mL を慎重に加え、調べる。溶液が黄色の場合は、30%過酸化水素 1mL を加え、濃縮されて白煙が生じ、量が約 2~3mL になるまで再び蒸発させる。冷却し、慎重に水数 mL で希釈して混合する。50mL 比色管に移し、フラスコを水ですすぎ、量が 25mL になるまですすぎに使った水を管に加え、混合する。最初は水酸化アンモニウム、目標とする範囲が近づいたら 6N アンモニアを加えて、(測定範囲が狭い pH 指示紙を用いて) pH を 3.0~4.0 の範囲内に調整し、水で 40mL に希釈して混合する。

分析 : 調製したばかりの硫化水素試液 10mL を各管に加え、混合し、5 分間置いて、白色表面上から見下ろす。

判定基準 : 溶液 B の色は溶液 A より濃くないこと。(NMT 2mg/kg)

特異的試験

- **乾燥重量**、付録 IIC (110°C で 2 時間)

判定基準 : NMT 0.5%

- **ヨウ素**

[注記 : ヨウ素添加塩にのみ、この規格を適用する。]

試料 : 20g

分析 : 600mL ビーカー内で水 300mL に試料を溶かす。メチルオレンジ試液を数滴加え、85%リン酸で溶液を中和させた後、酸を 1mL 追加する。臭素試液 25mL とガラス玉数個を加え、溶液が透明になるまで煮沸し、さらに 5 分間煮沸する。サリチル酸結晶約 50mg、リン酸 1mL、1 : 20 ヨウ化カリウム溶液 10mL を加え、0.01N チオ硫酸ナトリウムで淡黄色になるまで滴定する。でんぷん試液 1mL を加え、青色が消えるまで滴定を続ける。0.01N チオ硫酸ナトリウム 1mL は、ヨウ化カリウム (KI) 0.2767mg に相当する。

判定基準 : ヨウ化カリウムの NLT 0.006% および NMT 0.010%

- **鉄**

[注記 : クエン酸第二鉄アンモニウム (緑) を添加した製品にのみ、この規格を適用する。]

試料溶液 : 2.7N 塩酸 10mL に試料 625.0mg を溶かし、水で 50mL に希釈する。過硫酸アンモ

ニウム結晶 40mg とチオシアン酸アンモニウム試液 10mL を加える。

対照溶液：2.7N 塩酸 2mL に鉄標準溶液 10mL (Fe 10 μ g) を溶かし（「溶液と指示薬」の「対照と標準の調製に関する標準溶液」を参照）、水 50mL で希釈する。

分析：試料溶液に、過硫酸アンモニウム結晶 40mg とチオシアン酸アンモニウム試液 10mL を加える。試料溶液の代わりに対照溶液を用いて、この手順を繰り返す。

判定基準：試料溶液で生じた赤色またはピンク色は、対照溶液で生じた色以下であること。（鉄 (Fe) の NMT 0.0016%）

- **フェロシアン化ナトリウム**

[注記：フェロシアン化ナトリウムを添加した製品にのみ、この規格を適用する。]

試料：9.62g

対照溶液：次の手順で調製したフェロシアン化ナトリウム $[\text{Na}_4\text{Fe}(\text{CN})_6]$ 125 μ g/mL：水 500mL にフェロシアン化ナトリウム十水和物 $[\text{Na}_4\text{Fe}(\text{CN})_6 \cdot 10\text{H}_2\text{O}]$ を溶かす。

分析：ガラス栓をした 150mL シリンダーまたはフラスコ内で、水 80mL に試料を溶かす。試料に用いたものと同様の別の 150mL 容器に対照溶液 1.0mL を移す。硫酸第一鉄試液 2mL と 2N 硫酸 1mL を各容器に加え、水で 100mL に希釈して混合する。この溶液 50mL 分を対応する比色管に移す。

判定基準：試料を処理して生じた溶液の青色は、標準溶液を処理して生じた溶液より濃くないこと。（無水フェロシアン化ナトリウム $[\text{Na}_4\text{Fe}(\text{CN})_6]$ の NMT 0.0013%）

その他の要件

- **ラベリング**

その品目がヨウ素添加されているかどうか表示すること。

2. FDA 21CFR (Code of Federal Regulations 連邦行政規則集 21 分冊 Food and Drug)

(塩に関する部分のみ抜粋・仮和訳)

※ FDA 21 CFR : CFR は Code of Federal Regulations(連邦行政規則集)の略で、米国には 50 もの CFR が存在する。その 21 分冊が Food and Drug であり FDA が所管している。21CFR には章が 1~1,499 までである。

※ 章の基本構成 (a) (b) (c)

(1) (2) (3)

(i) (ii) (iii)

条項 100 一般. 個別の管理規則および決定 - 155 塩およびヨウ化塩

(a) 本条に関して、ヨウ化塩またはヨウ化食卓塩を、本章の条項 184.1265 および条項 184.1634 により許可される、ヨウ化第一銅またはヨウ化カリウムの形でヨウ化物を添加した人間の食用塩の名称として指定する。当該製品の表示において、名称のすべての文字を同等に目立つように同じ大きさで表示する。「この塩により必要栄養分であるヨウ化物を取ることができる」という表示を、名称のすぐ後に行うものとし、かつその文字の高さは、本章の条項 101.105 に規定された正味容量の表示に求められる高さを下回らないものとする。

(b) ヨウ化物を添加していない人間の食用塩または食卓塩には、「この塩により必要栄養分であるヨウ化物を取ることにはできない」と表示する。この表示は食品名のすぐ後に行うものとし、かつその文字の高さは、本章の条項 101.105 に規定された正味容量の表示に求められる高さを下回らないものとする。

(c) 固結防止剤を添加した塩、食卓塩、ヨウ化塩またはヨウ化食卓塩には、固結防止剤を示す成分表示に加えて、固結防止剤の特性を説明するラベル表示（「流動性が高い」など）を行ってもよい。ただし、当該表示は、本条の (a) および (b) により求められる食品名のすぐ後の表示より目立たず、文字の大きさもこれを上回らないものとする。

(d) 本条に記載された食品について、その容量が 1/2 オンスに満たない個々のサービングサイズの包装、およびその容量が 2 1/2 ポンドを上回る包装は、本条の (a) および (b) により食品名のすぐ後に求められる表示を免除されるものとする。当該免除は、複数の種類のもが入った小売用包装の外側の容器または包装紙に適用しないものとする。

(e) 連邦公報におけるこの方針声明の発表日から 18 か月後以降は、州際通商において出荷する小売用に包装されたすべて塩、食卓塩、ヨウ化塩またはヨウ化食卓塩について、本条の規定に従いラベル表示を行うものとし、このラベル表示が行われない場合、食品医薬品局により、連邦食品医薬品化粧品法第 403 条の (a) および (f) に定める不実表示とみなされる。

[1977年3月15日連邦公報第42巻第14306頁(1983年3月15日連邦公報第48巻第10811頁および1984年6月12日連邦公報第49巻第24119頁による改正を含む)]

条項 101 食品表示 一般規定 - 9 食品の栄養表示

(a) 人間が消費することを目的として販売用に提供されるすべての食品について、食品に関する栄養情報を用意する。ただし、本条の(j)において当該製品について免除されている場合はこの限りではない。

(1) 食品が包装されている場合、必要な栄養表示情報を本条で指定する方式でラベル上に記載する。

(2) 食品が包装されていない場合、カウンターカード、看板、製品に添付された付け札またはその他の適切な手段等に、必要な栄養表示情報を購入時に明示する。または、必要な情報を、購入時に用意する小冊子、ルーズリーフ式バインダーまたはその他の適切な方法で示すことができる。

(3) 食品のラベル上、ラベル表示中または広告の中で「栄養情報については、_____に問い合わせること」という表示により栄養情報の請求を求めた場合において、または請求(当該請求が求められたものである否かは問わない。)に対する書面による直接的な回答において当該情報を提供した場合において、請求に対する回答が本条の要件に合致するものであるときは、本条の(j)に基づき免除される食品のラベルまたはラベル表示には、本条の要件は適用されない。

(4) ビタミンまたはミネラルを食品に添加した場合において、当該製品の対象である年齢グループについて、添加したビタミンまたはミネラルに関する参考1日当たり摂取量(RDI)(本条の(c)(8)(iv)に規定する。)の50%以上を、1サービング(1食分)により得られるときは、当該食品は、本章の条項105.3(a)(1)(iii)に定める特別用途食品とみなすものとする。ただし、当該添加が、識別基準または栄養品質指針等のその他の規制において認められる場合、または求められる場合、あるいはその他の理由により長官によって免除されている場合はこの限りではない。

(b) 条項101.9(h)(3)に規定されている場合を除き、栄養素および食品成分の量はすべて、本条で定義するサービングに関して表示する。

(1) 「サービング」または「サービングサイズ」という言葉は、4歳以上の人間が食事ごとに通常摂取する食品の量を意味し、当該食品に適切な通常の家計用計量尺度で表現される。食品が乳児または幼児による使用を目的として、特別に配合または加工される場合、「サービング」または「サービングサイズ」は、それぞれ12ヶ月までの乳児、または1歳から3歳までの子供が、食事ごとに通常摂取する食品の量を意味する。

(2) 本条の(b)(3)、(b)(4)、および(b)(6)に規定されている場合を除き、また体重管理用の製品であって、体重管理計画または体重維持計画を介してのみ入手可能な食品を除き、製品のラベル上に表示された「サービングサイズ」は、下記の方法を用いて、条項101.12(b)に記載された「食事ご

との通常摂取参考量****」(参考量)により決定する。体重管理用の食品であり、かつ体重管理計画を介してのみ入手可能な製品について、製造業者は、当該計画の食事計画に合致するサービングサイズを決めることができる。当該食品は、主な表示面に「_____計画を介しての販売専用」(空白に適切な体重管理計画の名称(スミス式体重管理など)を記入)と表示しなければならない。ただし、体重管理計画を介してのみ入手可能な体重管理用製品が、栄養素含有量表示または栄養機能表示に適したものであるか否かを評価する上で、条項 101.12 (b) の参考量を用いるものとする。

(以下 (b) の後段省略)

(c) 食品のラベル上およびラベル表示中の栄養情報の表示には、以下の栄養素の量に関する情報を盛り込むものとする。ただし、本項の規定に従い栄養素の含有および量の表示が任意である栄養素については、この限りではない。本項において、義務的または任意として列挙した栄養素または食品成分を除き、いかなる栄養素も食品成分も、栄養表示に盛り込むことはできない。本条の (f) または (j) に規定されている場合を除き、栄養情報は、本条の (d) または (e) に明記する栄養素名を用いた上で、本条の (d) または (e) に明記する形式で以下の順番で表示する。

(以下 (c) の (3) まで省略)

(4) 「ナトリウム」: 食品の所定のサービングに含まれるナトリウムに関するミリグラム数の記載は、当該サービングに含まれるナトリウムが 5 ミリグラム未満の場合、ゼロとして表示し、当該サービングに含まれるナトリウムが 5 ミリグラム以上 140 ミリグラム以下の場合、5 ミリグラム単位の最も近い値で表示し、当該サービングに含まれるナトリウムが 140 ミリグラムを上回る場合、10 ミリグラム単位の最も近い値で表示する。

(以下 (c) の (7) まで省略)

(8) (ビタミンおよびミネラルの項)

((c) の (8) の (iii) まで省略)

(iv) 人間の栄養に必須である以下のビタミンやミネラルについて、以下の通り RDI (基準 1 日摂取量) を定める。

ビタミン A 5,000 国際単位

ビタミン C 60 ミリグラム

カルシウム 1,000 ミリグラム

鉄 18 ミリグラム

ビタミン D 400 国際単位

ビタミン E 30 国際単位

ビタミン K 80 マイクログラム

チアミン 1.5 ミリグラム

リボフラビン 1.7 ミリグラム

ナイアシン 20 ミリグラム

ビタミン B6 2.0 ミリグラム

葉酸塩 400 マイクログラム
 ビタミン B12 6 マイクログラム
 ビオチン 300 マイクログラム
 パントテン酸 10 ミリグラム
 燐 1,000 ミリグラム
 ヨウ素 150 ミリグラム
 マグネシウム 400 ミリグラム
 亜鉛 15 ミリグラム
 セレン 70 マイクログラム
 銅 2.0 ミリグラム
 マンガン 2.0 ミリグラム
 クロム 120 マイクログラム
 モリブデン 75 マイクログラム
 塩化物 3,400 ミリグラム

(以下 (c) の (8) の後段省略)

(9) DRV (1日基準量) の割合を用いたラベル表示のために、以下の食品成分について 2,000 カロリーの参考カロリー摂取量に基づいて以下の通り、DRV を定める。

食品成分	度量単位	DRV
脂肪	グラム (g)	65
飽和脂肪酸	同上	20
コレステロール	ミリグラム (mg)	300
総炭水化物	グラム (g)	300
繊維	同上	25
ナトリウム	ミリグラム (mg)	2,400
カリウム	同上	3,500
蛋白質	グラム (g)	50

(d) (栄養情報の食品表示)

(以下 (d) の (8) まで省略)

(9) アスタリスク (*) を前に付けた脚注は、ビタミンおよびミネラルの表の下に配置して、細線によって表から分離する。

(i) 脚注により、以下の事項を記載する。パーセントデイリーバリュー (日当量) は、2,000 カロリーの食事を基準とするものである。

デイリーバリューは、個人のカロリーの必要性に応じてこれよりも高くなる場合や低くなる場合がある。

	カロリー：	2,000	2,500
総脂肪	未満	65g	80g
飽和脂肪	未満	20g	25g
コレステロール	未満	300 mg	300 mg
ナトリウム	未満	2,400 mg	2,400 mg
総炭水化物		300g	375g
食物繊維		25g	30g

(同章の以下は省略)

条項 101 食品表示 栄養素含有量表示に関する個別の要件 — 61 食品のナトリウム含有量に関する栄養素含有量表示

(a) 一般要件 食品中のナトリウムまたは塩の含有量に関する表示は、以下の場合に限りその食品のラベル上あるいはラベル表示中において行うことができる。

- (1) 当該表示に、本条において定義する言葉の 1 つがその言葉の定義に従い用いられる場合。
- (2) 当該表示が、条項 101.13 における栄養素含有量表示に関する一般要件に従い行われる場合。
- (3) 表示を行う対象となる食品が、場合に応じて条項 101.9、条項 101.10 または条項 101.36 に従い表示される場合。

(b) ナトリウム含有量表示

(1) 「ナトリウムフリー」、「フリーオブナトリウム」、「ノーナトリウム」、「ゼロナトリウム」、「ナトリウムなし」、「ナトリウムの供給源として取るに足らない」、「ナトリウムの供給源として無視し得る」または「ナトリウムの供給源として食事に関して考慮を要しない」という言葉を、食品のラベル上またはラベル表示中に用いることができる。

(以下 (b) の (1) の後段省略)

(2) 「ナトリウム含有量が極めて低い」または「ナトリウムについて含有量が極めて低い」という言葉を、食品のラベル上またはラベル表示中に用いることができる。ただし、条項 101.13 (1) に定義する食事用製品および条項 101.13 (m) に定義する主食用製品は、この限りではない。

(以下 (b) の (2) の後段省略)

(3) 本条の(b)(2)に定義する言葉は、条項 101.13 (1) に定義する食事用製品および条項 101.13 (m) に定義する主食用製品のラベル上またはラベル表示中に用いることができる。

(以下 (b) の (3) の後段省略)

(4) 「ナトリウム含有量が低い」もしくは「ナトリウムについて含有量が低い」、「低ナトリウム」、「少量のナトリウムを含む」または「ナトリウムの供給源として小さなものである」という言葉を、食品のラベル上またはラベル表示中に用いることができる。ただし、条項 101.13 (1) に定義する食事用製品および条項 101.13 (m) に定義する主食用製品は、この限りではない。

(以下 (b) の (4) の後段省略)

(5) 本条の(b)(4)に定義する言葉を、条項 101.13 (1) に定義する食事用製品および条項 101.13 (m) に定義する主食用製品のラベル上またはラベル表示中に用いることができる。

(以下 (b) の (5) の後段省略)

(6) 「減量ナトリウム」、「ナトリウムについて減量」、「ナトリウム減量」、「抑制ナトリウム」、「ナトリウム低量」または「ナトリウムについて低量」という言葉を、食品のラベル上またはラベル表示中に用いることができる。ただし、条項 101.13 (1) に定義する食事用製品および条項 101.13 (m) に定義する主食用製品は、この限りではない。

(以下 (b) の (6) の後段省略)

(7) 本条の(b)(6)に定義する言葉を、条項 101.13 (1) に定義する食事用製品および条項 101.13 (m) に定義する主食用製品のラベル上またはラベル表示中に用いることができる。

(同章の以下は省略)

条項 182 一般に安全であると認められた物質 (GRAS) 一般規定 - 1 一般に安全であると認められた物質

(a) 意図された用途について一般に安全であると認められたすべての物質を列挙することは実行不可能である。ただし、実例として、長官は、塩、こしょう、食用酢、ベーキングパウダーおよびグルタミン酸ナトリウムなどの一般的な食品成分を、その意図された用途について安全であるとみなしている。本パートには、医薬品適正製造基準に従い表示された目的に使用する場合、当該用途について一般に安全であると認められるものと長官がみなした物質も含まれる。

(b) 本条に関して、医薬品適正製造基準 (GMP) は、以下の制限を含むものとして定義する。

(1) 食品に添加する物質の量は、その意図された物理的、栄養的またはその他の技術的な効果を食品において実現するための合理的な必要量を超えない。

(2) 食品自体の物理的またはその他の技術的な効果を実現することを目的としたものではなく、食品の製造、加工または包装に使用した結果、食品の成分になった物質の量は、合理的に可能な範囲で抑制する。

(3) 物質は適切な食品等級の物質であるものとし、食品成分として調製し処理する。要請に応じて、長官は、物質の特定の等級またはロットが、食品に使用する上で適切な純度であるか否か、また意図された目的に関して一般に安全であるとみなすか否かについて、仕様および用途に基づくその安全性を評価する資格を備えた専門家による見解を示す。

(c) 栄養素の表に物質が記載されている場合でも、その物質が人間の栄養補助食品として有益であると当省が認めたことにはならない。

(d) 本パートに記載した物質は、当該法律第 409 条に定めるその意図された用途について一般に安全であると認められた物質である。物質の状況について評価の見直しが行われた場合、本パートから削除し、適切なパートの新たな規定としてその発表を行う。

その例として、本章のパート 184 またはパート 186 の「GRAS として確認済み」、本章のパート 170 からパート 180 の「食品添加物規則」、本章のパート 180 の「暫定食品添加物規則」、または本章のパート 189 の「食品への使用禁止」が挙げられる。

[1977 年 3 月 15 日連邦公報第 42 巻第 14640 頁 (1988 年 11 月 7 日連邦公報第 53 巻第 44875 頁による改正を含む。)]